

平成25年労第471号

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による障害補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、昭和〇年〇月にA所在のB労働組合C支部に労働組合書記として採用され、書記事務に従事していた。

平成〇年〇月頃、当時の同組合支部の委員長から労働条件の文書化が請求人に提案され、請求人によると、同年〇月から〇月にかけて同組合支部の副委員長及び書記長から、労働契約書を作成の上、雇入れ期間を1年間とするなどの労働条件の一方的変更を強要され、拒否すれば解雇だとするパワーハラスメント（以下「パワハラ」という。）行為を受けたため体調不良となり、同年〇月〇日D病院に受診し「中等症うつ病エピソード」と診断されたとしている。

請求人は、精神障害を発病したのは業務上の事由によるものであるとして、平成〇年〇月〇日に監督署長に休業補償給付を請求したところ、監督署長は、請求人に発病した精神障害は業務上の事由によるものとは認められないとして、平成〇年〇月〇日付けでこれを支給しない旨の処分（以下「前回処分」という。）をした。

なお、請求人は、前回処分については、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求を行わなかった。

今般、請求人は、前回処分の際と同じ精神障害が悪化したため平成〇年〇月〇日からE病院で治療を受けていたが、同病院のF医師の診断書（障害補償給付支給

請求書裏面)をもって、平成〇年〇月〇日に治ゆしたものの、障害が残存するとして、平成〇年〇月〇日に監督署長に障害補償給付の請求をしたところ、監督署長は前回処分時の判断を変更すべき事情は認められないとして、これを支給しない旨の処分(以下「今回処分」という。)をした。

請求人は、今回処分を不服として、審査官に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、さらに、この決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争点

本件の争点は、請求人に発病した精神障害が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の事実の認定

(略)

2 当審査会の判断

請求人らは、請求人に発病した精神障害は上司からパワハラを受けたことによるものであり、業務上の事由によるものである旨主張している。

(1) 請求人に発病した精神障害と発病の時期については、当審査会は、請求人の症状の推移、医証に鑑み、決定書理由第2の2の(2)のアに説示するとおり、平成〇年〇月〇日にICD-10診断ガイドラインの「F32.1 中等症うつ病エピソード」を発病したとの審査官の結論は妥当であると判断する。

(2) ところで、精神障害の業務起因性の判断に関しては、厚生労働省労働基準局長が「心理的負荷による精神障害の認定基準について(平成23年12月26日基発1226第1号)」(以下「認定基準」という。その要旨については、決定書別紙の記載を引用する。)を策定しており、当審査会としてもその取扱いを妥当なものと考えることから、以下、認定基準に照らして検討する。

(3) 業務による心理的負荷の認められる出来事とその心理的負荷の強度の評価に関しては、決定書理由第2の2の(2)のイで説示するとおりであり、当審査会は、各出来事の心理的負荷の強度について「中」であるとした審査官の結論は妥当であり、出来事が複数ある場合の全体評価においても「中」であり、「強」には至らないものと判断する。

また、請求人らのPTSDを発病したとの主張については、当審査会も決定書理由第2の2の(2)のエで説示するとおり、PTSDの客観的な症状基準を満たしていないとの審査官の結論は妥当であると判断する。

なお、請求人らは、前回処分の際と同じ精神障害が業務によって悪化した旨主張しているため、以下検討すると、認定基準の第5「精神障害の悪化の業務起因性」において、「別表1の『特別な出来事』に該当する出来事があり、その後おおむね6か月以内に対象疾病が自然経過を超えて著しく悪化したと医学的に認められる場合については、その『特別な出来事』による心理的負荷が悪化の原因であると推認し、悪化した部分について、労働基準法施行規則別表第1の2第9号に該当する業務上の疾病として取扱う。」と規定されているところ、請求人の場合、別表1の「特別な出来事」に該当する出来事は認められない。

(4) その他、請求人らの種々の主張について、改めて子細に検討するも、発病前おおむね6か月間より前の出来事である等、評価の対象とはならないものであり、上記判断を左右しない。

(5) 認定基準に照らして当審査会が検討した結果は、上記のとおりであり、請求人に発病した精神障害は、業務における心理的負荷の強度が「強」には至らず、業務上の事由によるものとは認められないと判断する。

3 以上のとおりであるので、監督署長が請求人に対してした障害補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。